

第2号様式（第3条、第23条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

整理番号

登 録 申 請 書		
申 請 者 の 氏 名 等		
営業所の名称 及び 位 置	主たる営業所	
	従たる営業所	
使用 する 船舶	名 称	
	船 種	
	総 ト ン 数	
	長 さ	
	船舶所有者の氏名等	
	申請者に船舶の貸渡しをした者 （船舶所有者以外）の氏名等	
	申請者に船舶管理を委託等した者 （船舶所有者以外）の氏名等	
	貸 渡 先 の 氏 名 等	
内 航 貨 物 定 期 航 路 事 業	航 路 の 名 称	
	起 点 及 び 終 点	
	運 航 回 数	
海 運 組 合 の 名 称		
予 定 す る 事 業 の 開 始 の 日		年 月 日
内航海運業法第4条第1項の規定により、上記のとおり登録を申請します。 年 月 日 殿 住 所 申請者 氏名又は名称 （法人にあつては） （その代表者の氏名）		

備考

- 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 船種の欄には次の要領で記載すること。

（1）油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高圧若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。）の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。）を記載すること。

専ら原油の保税運送の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船に該当する油送船又は貨物船の場合は、その旨を記載すること。
- さらに次の事項について（ ）を付して記載すること。

イ 専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類

ロ ひき船については、その旨

ハ はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ

又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。)

- 4 委託等した者とは、委託元のほか、申請者が船舶所有者等から船舶を借り受けて船舶の管理をする場合における当該船舶の貸渡元をいう。
- 5 貸渡先の氏名等には、申請者が船舶の管理をする船舶を他の内航海運業者に貸渡しをする場合における当該貸渡先の氏名等を含む。